

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	衛生課
委 託 業 務 名	高速液体クロマトグラフ質量分析計（質量分析部）定期点検業務
委 託 業 務 場 所	大津市御陵町3番1号
概 要	高速液体クロマトグラフ質量分析計のうち、質量分析部に係る定期点検業務
契 約 期 間	令和8年8月1日から令和8年9月30日まで
契 約 年 月 日	令和8年6月23日
契 約 金 額	1,256,420円
契 約 の 相 手 方	〔所在地〕 大津市木下町17番2号 〔名 称〕 株式会社フローリン 滋賀営業所
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>高速液体クロマトグラフ質量分析計は、検査に使用する特殊な装置でメーカー固有の技術が使われているため、メーカーによる教育・認定を受けた技術者のみが点検を行うことができ、点検時における装置不具合の発見や最終的な装置状態の合否判断が可能である。</p> <p>当該機器のメーカーは代理店制度を採用しており、代理店を通じてメーカーによる教育・認定を受けた技術者が派遣され、点検業務等を行っている。</p> <p>また、機器の点検・修理履歴等は機器を納入した代理店で管理するシステムになっていることから、本点検業務については、当該機器を納入した（株）フローリン滋賀営業所が業務を委託できる唯一の業者である。</p>
根 拠 規 定	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p>

(注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。